

請願書

令和8年2月10日浜田市議会議長 様

紹介議員 森谷公昭

【請願名】

訴訟の提起を理由とした市民への説明責任および対話拒否の改善を求める請願

【請願の趣旨】

現在、浜田市が進めるスケート場の再配置計画を巡り、一部の事案について訴訟が提起されています。これに対し市執行部(教育委員会)は、「訴訟中につき回答を控える」として、市民との対話や議会での詳細な説明を拒否する姿勢を示しています。しかし、行政には訴訟の有無に関わらず、施策の背景や事務手続きの正当性について市民に説明する法的・道義的責任があります。訴訟を理由に一切の説明を閉ざすことは、民主主義の根幹である説明責任の放棄であり、到底容認できません。よって、議会として市執行部に対し、適切な情報公開と市民との対話を維持するよう求めることをお願いいたします。

【請願事項】

1. 説明範囲の明確化と対話の継続 訴訟の具体的な争点そのものに関わる主張を除き、スケート場計画の政策的背景、これまでの事務手続きの経緯、市民が提示した代替案への見解等については、訴訟中であることを理由に拒むことなく、市民および議会に対して誠実に説明・対話を行うこと。
2. 「浜田市協働のまちづくり条例」の優先遵守 訴訟中であっても、本市の基本ルールである「浜田市協働のまちづくり条例」に定める市の説明義務(第10条)は何ら免除されるものではないことを再確認し、弁護士等を介した間接的な対応ではなく、責任ある立場による直接対話を再開すること。

【請願の理由】

一般に地方自治体において、訴訟中であっても、その影響を受けない公文書の取り扱い、予算の執行状況、市民への一般的な政策説明などは、議会制民主主義の観点から継続して行われるべきものです。浜田市において、訴訟を理由に広範な情報の遮断や対話の拒否を行うことは、市民の「知る権利」を著しく侵害するだけでなく、行政への信頼を失墜させる行為です。令和8年2月10日の面会においても、教育長は訴訟等を背景に対話を一切拒否する旨を示しましたが、このような硬直化した対応は条例の理念に反します。司法判断を待つことと、現在進行中の政策について市民に説明し対話を重ねることは両立可能であり、行政にはその努力を尽くす義務があります。以上のことから、行政の透明性と誠実な対話の場を取り戻すため、本請願を提出いたします。

〒697-0034 浜田市相生町3773-1

株式会社 コムサグリ

代表取締役 森谷公昭

TEL 0855-22-2999

